－今号の目次－

* 事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所・幼稚園・認定こども園等の支援について」が発出される・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
* 「社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成」（全国社会福祉協議会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所・幼稚園・認定こども園等の支援について」が発出される**

令和4年7月6日、コロナ禍における原油価格・物価高騰等をめぐって、標題事務連絡が発出されました。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等をめぐっては、保育所・認定こども園等における給食費の負担軽減について、本ニュースNo.10にて既報のとおり、既存の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例金」を拡充し、子育て世帯への支援に充てることができる旨をお伝えしております。

今般の事務連絡では、光熱水費の高騰が生じている場合にも、事業者の負担軽減に向けて同臨時特例金が充てられる旨が示されています。事務連絡の詳細は、別紙「１」をご参照ください。

なお、コロナ禍における原油価格・物価高騰等をめぐっては、全社協・社会福祉施設協議会連絡会において、令和4年6月30日に要望書を社会福祉推進議員連盟会長 衛藤晟一氏と厚生労働大臣 後藤茂之氏宛に提出しています。本連絡会は、全国保育協議会および全国保育士会を含む、社会福祉施設関係の種別協議会13団体で構成されており、会長会議には奥村尚三会長が参画しています。

本要望では、大きく「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援の確実な実施」、「影響の長期化を見据えた財政支援の継続と拡充」、「次期の報酬・公定価格・措置費等の改定等への適切な反映」について要望しています。要望書の詳細は、別紙「２」をご参照ください。なお、本要望にあたっては、全国社会福祉法人経営者協議会のモニター会員に向けた調査結果が要望の根拠として添付されています（調査結果は、別紙「３」をご参照ください）

なお、保育三団体協議会としても、今後の動向を踏まえつつ、必要に応じて要望を行っていくこととしております。

**◆ 「社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成」（全国社会福祉協議会）**

本助成は、新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭をはじめとした、要支援世帯の子ども等を対象に、食事や食品・食材、学用品、生活必需品の提供を行う子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を支援することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行うことを目的としています。

今般、社会福祉法人　全国社会福祉協議会（以下、「全社協」）にて、令和4年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」における「中間支援法人」として、新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮する世帯の子ども等への食生活支援を行う活動団体に対する緊急的な上記助成事業を実施することになりました。

本助成事業では、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を実施する市区町村社協や社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、ボランティア団体等を対象に、主に食糧費等の費用（上限30万円）の助成を行うこととしています。

全社協では、令和3年度においても、本事業の「中間支援法人」として、新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮する世帯の子ども等への食生活支援を行う活動団体に対する緊急的な助成事業（1団体あたり助成上限30万円）を実施しました。

第一次締め切りは、令和4年7月25日とされており、オンラインでの申請書の記入方法については、7月19日（火）に説明会が開催されます。冒頭30分間、事業の説明をしたのち、参加者からの質疑応答を予定しております。

詳細につきましては、下記ホームページをご参考ください。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成

<https://www.zcwvc.net/member/news/2022/06/28/4054/>